

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、新型インフルエンザ、特定鳥インフルエンザ 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで(発熱した日を発症0日目とする)
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症(疑いを含む) ※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用にご協力をお願いします。	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快(解熱剤を服用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること)後1日を経過するまで。無症状の場合は検体を採取した日から5日を経過するまで。
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症・・・感染性胃腸炎	
	その他の感染症 溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ等	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、 その感染拡大を防ぐために、必要な場合に限り出席停止 となる感染症。 校長が学校医の意見を聞き措置や期間を決定する。 通常、出席停止にはしません。

令和5年5月8日変更(令和5年4月28日付・学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に基づく)